

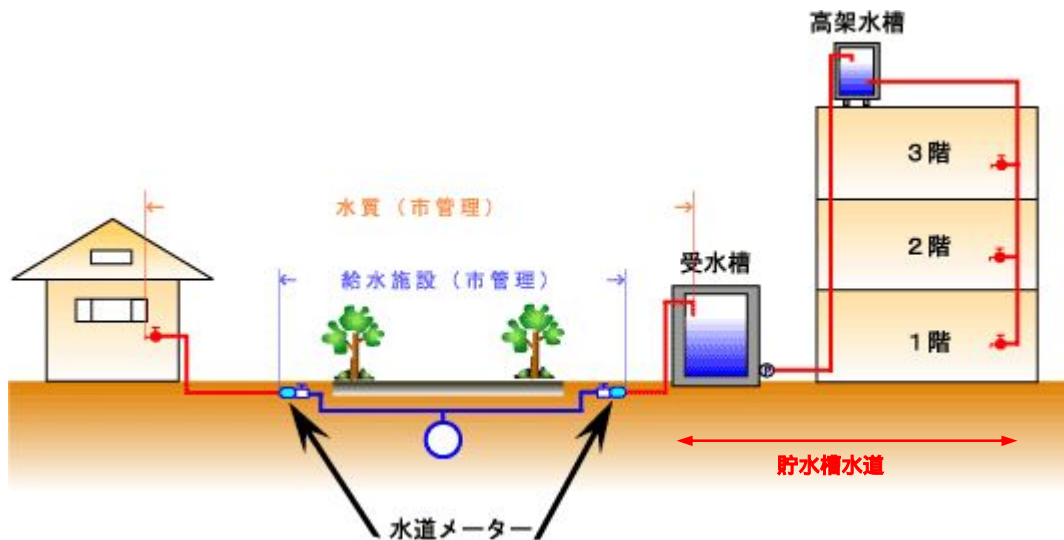
# 貯水槽水道の適正な管理について

(平成 25 年 4 月 : 名張市上下水道部)

## 1. 受水槽を設置している皆様へ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽、高架水槽を通じて給水しています。このような施設では、管理が十分でないと水道水が汚れる場合があります。

このため、受水槽を設置している方は、水道法、厚生労働省の飲用井戸等衛生対策要領等により適正な管理をお願いします。受水槽に入るまでの水道水は水道事業者(市)が水質管理していますが、受水槽以降はその設置者(その建物の所有者)が責任をもって管理することになっています。



## 2. 貯水槽水道について

貯水槽水道とは、水道事業者(市)から供給される水道水を一旦受水槽に貯め、建物の利用者に飲用水として供給する水道の総称です。

受水槽の大きさにより、下記のとおり「簡易専用水道」及び「小規模貯水槽水道」に区分されます。

簡易専用水道	受水槽の有効容量が 10 m <sup>3</sup> を超える貯水槽水道	簡易専用水道として水道法で設置者に対して適正な管理や検査が義務づけられています。
小規模貯水槽水道	受水槽の有効容量が 10 m <sup>3</sup> 以下の貯水槽水道	小規模な貯水槽水道は水道法の規制は受けませんが、市の給水条例・規程で適正な管理を規定しています。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

まったく飲み水に使用しない工業用水、消防用水や地下水(井戸水)を汲んで受水槽に溜めている場合は、貯水槽水道ではありません。

### 3. 有効容量とは

受水槽の有効容量とは、最低水位と最高水位の間に貯留され、適正に利用可能な容量をいいます。

受水槽を経由せず直接受水する場合を除き、高架水槽の容量は有効容量に含まれません。

### 4. 設置者の義務

- (1) 受水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>を超えるものは、**簡易専用水道**としてその設置者は、水道法第34条の2及び同施行規則第55条で定める管理基準に従って、その水道を管理することが義務づけられています。
- (2) 受水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>以下のものは、**小規模貯水槽水道**としてその設置者は、名張市水道給水条例及び厚生労働省の飲用井戸等衛生対策要領に基づき、管理を行うよう努めてください。
- (3) また、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、正しい管理を行わせてください。

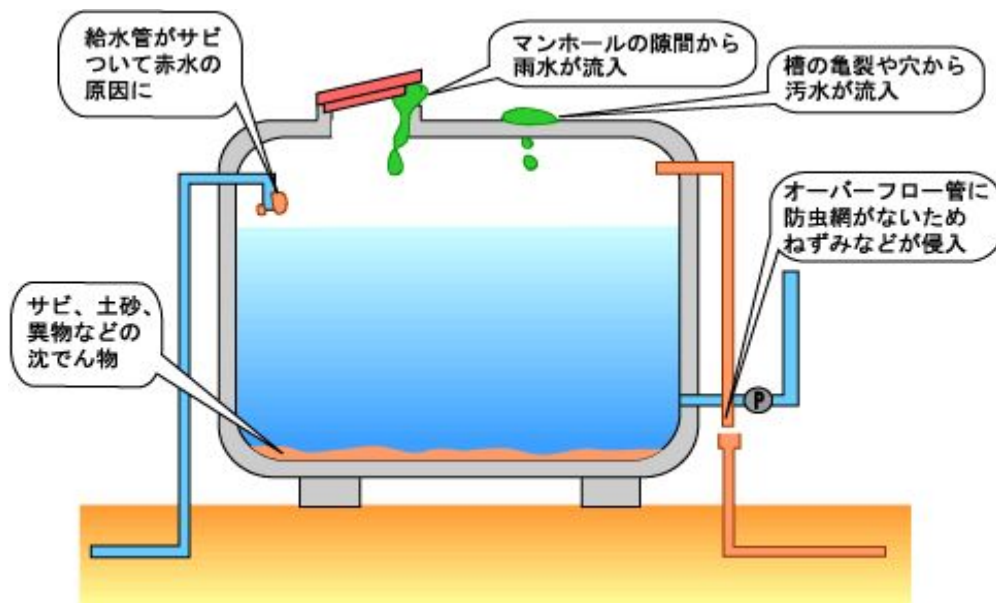
#### 簡易専用水道の管理基準(水道法施行規則第55条)

管 理 事 項	回 数	管 理 内 容
水槽の清掃 (受水槽、高架水槽等)	1年以内ごとに1回 定期的に行うこと。	水槽の清掃は、設置者が自ら行わない場合には「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)」に基づき、知事に登録している清掃業者などに依頼して実施するようにしてください。
施設の点検等 (水槽その他の施設状況)	定期的に行う。 また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに行う。	水槽の亀裂やマンホールの蓋の破損、その他の施設の不備により、有害物や汚水等が混入し、供給水が汚染されることのないよう、施設の定期点検を励行し、不備な点を発見した場合は、速やかに補修改善してください。
水質検査 (給水栓水 = 蛇口から出る水)	定期的に行う。	色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときは、必要な項目に関する水質検査をおこなうこと。 水質検査の項目等については、厚生労働省の登録検査機関に相談する。
給水停止及び関係者への周知	供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったとき。	直ちに給水を停止し、その旨を利用者に等に知らせるとともに、市上下水道部等関係機関に連絡する。

**小規模貯水槽水道についても、上記管理基準に準じた管理をお願いします。**

## 5. 受水槽式給水の水質事故原因

- \* 受水槽のひび割れ部分から汚水などが流入する。
- \* 長期間、水槽を清掃しなかったため、鉄錆や汚泥が沈積し、赤水等が発生する。
- \* マンホールが開いたままになっており、そこからネズミやゴキブリなどの害虫が侵入する。
- \* 通気孔やオーバーフロー管に防虫網がないため、ネズミや虫が侵入する。



## 6. 定期検査

**簡易専用水道**の設置者は、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して1年以内ごとに1回、定期検査を受けなければなりません。

登録検査機関は、施設の外観検査、給水栓における水質検査及び書類検査を行い、設置者に検査済証と検査報告書を交付します。

また、その結果、不適合事項があれば、その改善について助言を得られます。

なお、定期検査を受検しない場合等には、罰則が適用されることがあります。

[水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条]

**小規模貯水槽水道**の設置者の方は、毎年1回以上定期的に、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して、管理の状況について検査を受けるか、自主的に検査を行い、簡易専用水道に準じた管理を行うよう努めてください。

[名張市水道給水条例第19条の3第2項、同条例施行規程第13条]

## 7. 管理点検のポイント

### 1) 受水槽・高架水槽の点検: 毎月

- 水槽の周辺は清潔で整理・整頓されていますか。
- 水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- 周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- 水槽内に沈積物や浮遊物はありませんか。
- マンホールの蓋は防水密閉型できちんと鍵がかかっていますか。
- マンホールの防水パッキンは傷んでいませんか。
- オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
- オーバーフロー管や通気管の防虫網が傷んでいませんか。

### 2) 水質検査の実施: 毎日

無色透明なガラス製コップに給水栓(じゃ口)から水を取り、肉眼で次の項目を検査してください。

色 濁り 臭い 味 に異常はありませんか。

水質について、下記のような異常があった場合は、その原因としては次のようなことが考えられます。専門機関に、より詳しい検査を依頼してください。

色のついた水が出る。

赤い水: 鉄製の水槽や鉄管の腐食

青い水: 銅製の水槽や銅管の腐食

白い水: 空気(気泡)の混入、亜鉛メッキ銅管の腐食

濁りがある。

水槽が汚れている

臭いがある。

水槽が汚れている

水槽内に汚染物質が混入している

味がある。

水槽がよごれている

給水管等の腐食

水質に関するお問合せは、上下水道部浄水室( 63-4117 )まで

## 8. 簡易専用水道の事務窓口の変更について

簡易専用水道に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正により、平成25年4月1日から、県から市(上下水道部)へ権限委譲されました。

[市に権限委譲された業務]

簡易専用水道に係る報告書(新設・変更等)の受理  
簡易専用水道施設への立入検査・指導など

**(名張市上下水道部)**

**受付担当:水道工務室 63 - 4112**

**水質担当:浄水室 63 - 4117**

**事務総括担当:経営総務室 63 - 4114**

また、水道法に基づく「専用水道」や、三重県小規模水道条例に基づく「小規模水道」に関する事務についても、同様に市(上下水道部)へ権限委譲されました。

専用水道、小規模水道及び簡易専用水道の書類の様式等については「**名張市専用水道等事務取扱要綱**」をご覧ください。